

三鷹市の 財政状況

～ 普通会計による分析～

平成 18 年度

- 1 決算統計と普通会計
- 2 決算額の推移から見た特徴点
(平成9年度～平成18年度)
- 3 平成18年度決算の特徴点
- 4 決算カードによる財政状況検証の
ポイント
- 5 財政指標
- 6 財政比較分析表
- 7 歳出比較分析表
- 8 財政状況等一覧表
- 9 財務諸表
- 10 「三位一体の改革」の影響等
- 11 地方公共団体財政健全化法

1 決算統計と普通会計

地方自治体が、予算の執行を通じてどのような行政運営を行ったかをみるための基礎資料として活用されているのが「決算統計」です。

この決算統計は、地方自治法第 252 条の 17 の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき、「地方財政状況調査」の一環として毎年実施されています。地方自治体の会計を普通会計¹と公営事業会計とに区分し、全国統一の基準による標準的な会計としての「普通会計」の決算数値を使用することにより、地方自治体間の財政比較が可能となっています。

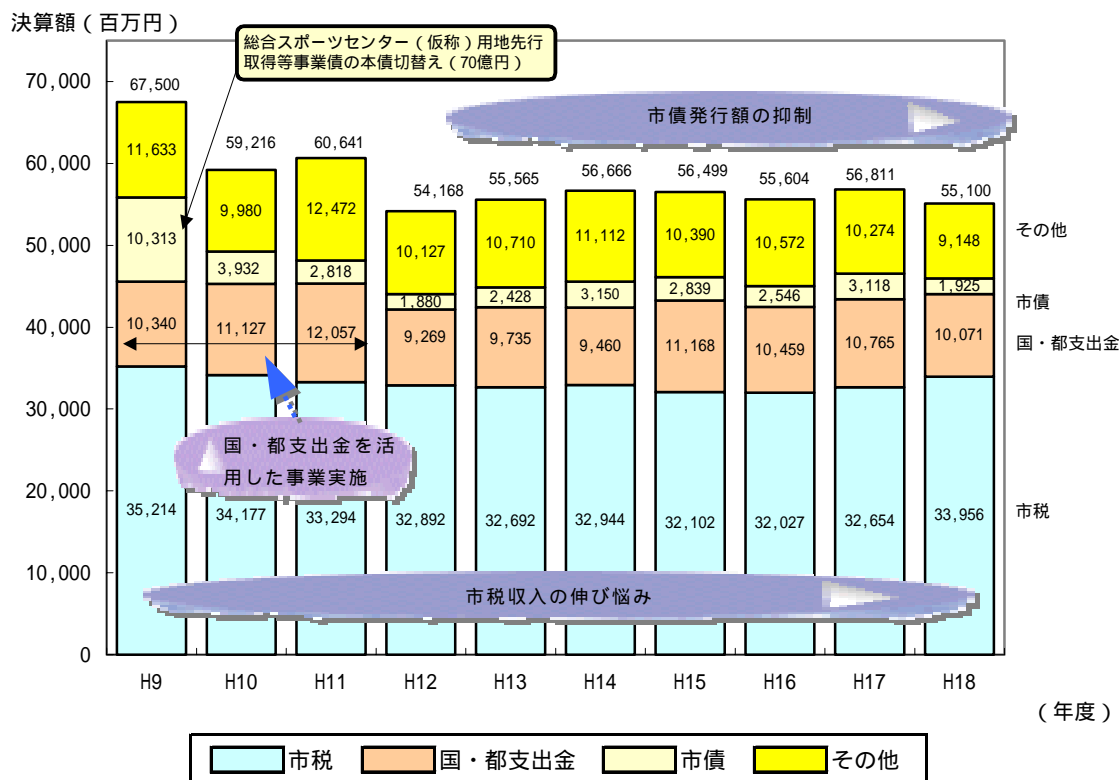
この〔 章 〕では、決算統計の算出結果による普通会計の数値に基づき、過去 10 年間の経年変化や平成 18 年度における決算の特徴点、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」で設定している主要財政指標の分析等を行います。

2 決算額の推移から見た特徴点（平成 9 年度～平成 18 年度）

【図 1、2、3】は、平成 9 年度からの歳入決算額、歳出決算額（目的別）、歳出決算額（性質別）を年度別に比較したものです。

決算額の 10 年間の推移から見た特徴点は、次のとおりとなっています。

【図 - 1】歳入決算額の推移



¹ 平成 18 年度までの三鷹市の普通会計は、一般会計と再開発事業特別会計の合計から一般会計で行っている介護サービス事業（特別養護老人ホームどんぐり山管理運営費など）を控除したものです。

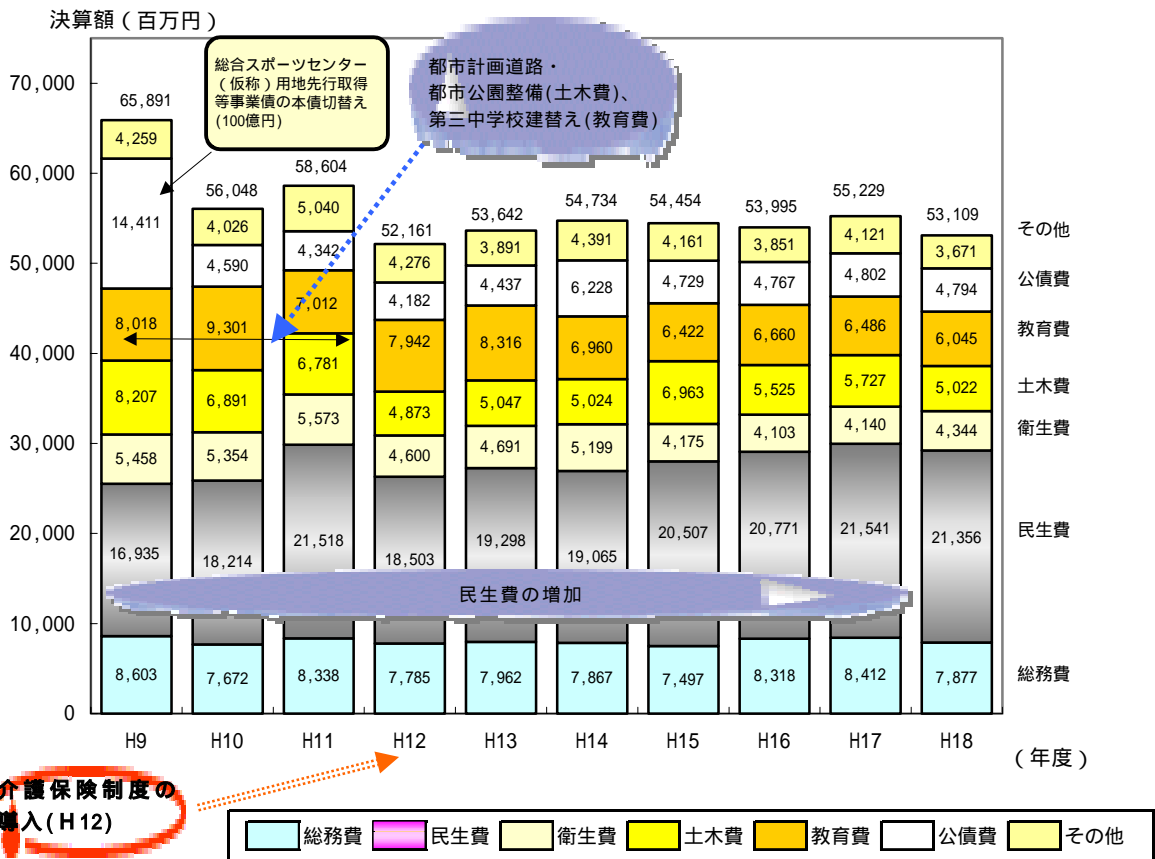
(1) 歳入の約 6 割を占める市税

市税収入は、歳入の約 6 割を占めているとおり三鷹市の歳入の根幹であり、市財政の安定的な財源となっています。市税のうち、個人市民税が約 4 割、固定資産税（都市計画税を含む。）が約 4 割を占めていますが、個人市民税は、厳しい経済状況が続く中で、平成 11 年度から実施されている恒久的な減税²など国による政策的減税の影響を受けて、伸び悩んでいました。平成 18 年度においては、定率減税の縮減、老年者控除の廃止などの国の税制改正による影響や納税義務者数の増加により、個人市民税が増となっていますが、この増要因を除くと、引き続き伸び悩みの傾向は続いているといえます。

(2) 普通建設事業費の推移とその財源

平成 9 ～ 11 年度の歳出決算（性質別）では、普通建設事業費が他の年度に比べて多くなっています。都市計画道路や都市公園整備、第三中学校の建替えなどの大規模な建設事業を行ったことによるものです。事業の実施にあたっては、国・都支出金、市債など特定財源の活用を図ったため、歳入決算においても、そうした特定財源が他の年度に比べて多くなっています。

【図 - 2】歳出決算額の推移（目的別）



² 減税補てん措置として、普通交付税の不交付団体にも交付される「地方特例交付金」の創設、国のたばこ税から市たばこ税への税源移譲、減税補てん債による措置が講じられることとなりました。なお、「恒久的な減税」は、平成 18 年度の税制改正により「恒久化」されました。

(3) 伸び続ける扶助費

社会保障制度の一環として支出される扶助費は、この10年間で約1.3倍に増えていきます。景気低迷などによる生活保護費の増や、国の少子化対策による児童手当等の拡充が主な要因であり、扶助費の割合が高い民生費も、同様に伸びています。なお、平成12年度は、老人保護費などが介護保険制度へ移行したことなどから減となりましたが、その後も依然として高い割合で推移しています。

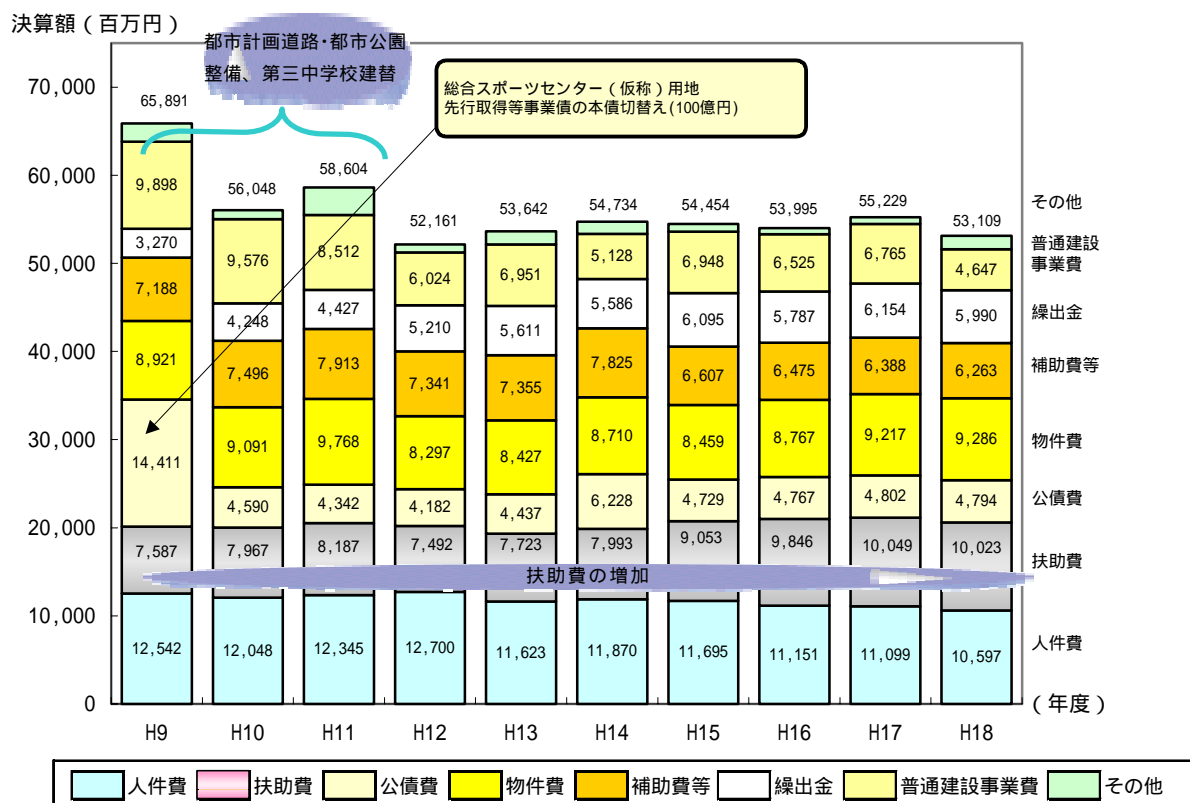
(4) 市債発行額の抑制と後年度負担の軽減

歳入決算の市債は、普通建設事業費の財源などとして活用を図っていますが、平成11年度以後は発行を抑制していることから、決算額は低い水準で推移しています。

一方、歳出決算の公債費は、施設整備に係る市債などの償還が始まったことなどに伴い微増となっています。こうした公債費の後年度負担を軽減するため、低利債への借換えや高金利債の繰上償還などに積極的に取り組んでおり、平成14年度には、臨時財政対策債³を活用した実質的な低利債への借換えを行いました。こうした取り組みにより、今後、公債費の負担は次第に軽減されていくものと見込んでいます。

なお、平成9年度は、総合スポーツセンター(仮称)用地先行取得等事業債の本債切替えを行ったため、形式的に金額が膨らんでいます。

【図 - 3】歳出決算額の推移(性質別)



³ 国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対処するため、各地方公共団体が発行する地方財政法第5条の特例となる地方債のことで、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととなっています。

3 平成 18 年度決算の特徴点

平成 18 年度決算の状況は、150・151 ページに掲載した決算カードのとおりとなり、その主な特徴点は以下のとおりです。あわせて、「4 決算カードによる財政状況検証のポイント」を参照してください。

(1) 「三位一体の改革」の影響

平成 12 年 4 月から施行された「地方分権一括法」による分権改革は、国と地方自治体、都道府県と市町村との対等・協力関係を構築しようとするものでした。

この「地方分権一括法」では踏み込むことができなかった、国から地方への税財源の移譲という課題については、平成 15 年 6 月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」が閣議決定され、地方交付税制度の見直し、国庫補助負担金の削減、国から地方への税源移譲、といった「三位一体の改革」の具体的な工程が盛り込まれました。

平成 18 年度は、平成 19 年度に行われた税源移譲を除き、「三位一体の改革」の 3 年間にわたる取り組みが終了した年であり、児童扶養手当負担金や児童手当負担金などが負担率変更又は一部廃止となり、合計で 3 億 916 万 3 千円のマイナスとなる一方で、暫定的な税源移譲措置として所得譲与税の譲与が引き続き行われ、前年度と比較して 1 億 2,748 万 2 千円の増となりました。平成 18 年度決算における三鷹市の国庫補助負担金等の削減と所得譲与税の増額分との差額は、1 億 8,168 万 1 千円のマイナスとなりました。

なお、「三位一体の改革」の平成 16 年度から平成 18 年度までの三鷹市への影響について、後掲の「10 「三位一体の改革」の影響等」にまとめて掲載しています。

(2) 市税収入の低迷

個人市民税は、定率減税の縮減、老年者控除の廃止などの国の税制改正による影響や納税義務者数の増加により増となっており、市税全体も前年度を上回るものとなっていますが、こうした増要因を除くと、三鷹市における個人の所得状況は引き続き伸び悩んでいるといえます。

(3) 普通建設事業費の減

平成 18 年度は、三鷹駅南口駅前広場整備事業や三鷹ネットワーク大学整備事業が前年度に終了したことや、第一小学校スーパーリニューアル工事費が減となったことなどにより、普通建設事業費が減となりました。

(4) 人件費の抑制

退職者数の減や職員定数の見直し、特殊勤務手当の大幅な見直しや超過勤務の縮減などにより、人件費総額の抑制が図られました。

(5) 基金のとりくずしの抑制

平成 18 年度は、財政調整基金、まちづくり施設整備基金及び健康福祉基金について、積立てのみを行い、とりくずしを行わなかったことから、基金の現在高は前年度と比較して 11 億 9,038 万 2 千円の増となりました。

4 決算カードによる財政状況検証のポイント（「 」内は決算カードの項目を記載）

普通会計の決算額などの基礎数値を1枚のカードに見やすくまとめた決算カードには、その年度の歳入、歳出の状況や財政指標などが簡潔に記載されています。以下では、決算カードを活用した財政状況検証のポイントをご紹介します。

なお、平成18年度以前の三鷹市の決算カードは市のホームページや相談・情報センター（市役所2階）で閲覧できるほか、総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>)で全団体の情報が入手可能となっています。

（1）他団体との比較 「市町村類型」

類似団体とは、行政権能の相違を踏まえつつ、人口と産業構造により全国の市町村を35の類型（平成18年度決算の場合）に分類した結果、同じ類型に属する団体のことをいいます。三鷹市は、市町村類型「 - 3」に属しています（市町村類型「 - 3」に属する32団体については、160ページ参照）。

（2）収支から見た経営状況 「決算収支の状況」

その年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源⁴を差し引いた額を実質収支といい、その年度の経営状況を示しています。地方自治体は営利を目的とせず、市税などの財源を市民福祉の向上などに充てることを基本としていることから、民間企業のように実質収支の黒字が多いほど経営状況が良好であるとは断定できません。標準財政規模⁵に占める実質収支の割合を実質収支比率といい、一般的には3～5%程度の水準が望ましいとされています。

（3）財政運営の健全性・弾力性等 「指数等」

ア 財政力と地方交付税の依存度 財政力指数

地方交付税制度に基づき算出した基準財政収入額⁶を基準財政需要額⁷で除した数値（単年度の財政力指数）の過去3か年の平均値を財政力指数といい、地方公共団体の標準モデルを基準に、各団体の収入と需要を統一的な基準で測定した数値です。

財政力指数が「1」を上回ると財政力に余裕があるとされており、単年度の数値が「1」を下回ると標準的な行政を行う財政力がないとされ、その不足分を補うために普通交付税が交付される仕組みとなっています。

⁴ 性質上、年度内に支出を終わらない見込みがある費用について、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して支出する繰越明許費などに充てるべき財源のことをいいます。

⁵ 地方交付税制度上の数値で、全国統一の画一的な基準によって算定された標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の標準規模を示すものです。

⁶ 標準財政規模のおおよそ75%を基準財政収入額といいます。これは、自治体の一般財源（＝標準財政規模）のうち75%が標準的な水準の行政に使用され、残りの25%は標準的な水準を超えた行政経費や各自治体独自の行政需要に使われるという仮定の上に立って算定されることによります。

⁷ 地方交付税の算定に用いるため、標準的な水準の行政を行うための経費を全国画一的に仮定して算出するものです。人口や面積などの数値を基礎に、それぞれの財政需要に関する費目ごとに計算されます。国の地方財政計画で保障する行政経費などを中心に算定するため、各団体で現実に必要とする行政経費を算定するものではありません。

イ 財政構造の弾力性 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられており、後掲5(1)で詳細について掲載しています。なお、「性質別歳出」では、人件費、扶助費、公債費などの性質別の経常収支比率が記載されており、市税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されているのかを把握できます。

ウ 公債費の財政負担

公債費比率、起債制限比率、公債費負担比率、実質公債費比率

いずれも公債費の財政負担を示す指標です(公債費比率と実質公債費比率については、後掲5(2)で詳細を掲載しています。)

起債制限比率とは、公債費比率の算定式を用いて、さらに基準財政需要額から地方交付税の算定上の調整(事業費補正)によって算入された公債費を除いた割合の3か年平均値をいいます。この比率が20%以上の団体については、地方債許可制度上、一部の地方債の発行が制限されていきました(平成18年度から地方債の発行は協議制となり、後述の実質公債費比率が指標として用いられています。)

公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源(「性質別歳出」の充当一般財源等)の一般財源等総額に対する比率をいいます。一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

実質公債費比率は、平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に移行したことに伴い、公債費による財政負担の程度を一層客観的に表すために導入された指標です。公営企業の元利償還金に対する一般会計からの繰出金や、一部事務組合の公債費に対する負担金といった「公債費に類似した経費」の算入が加わり、実質的な公債費に費やした一般財源の標準財政規模に占める比率を指標としています。この比率が一定基準以上になると、地方債の発行に許可が必要になるなどの制限を受けることになります。

エ 将来の財政運営

積立金現在高、地方債現在高、債務負担行為の翌年度以降支出予定額

積立金現在高は、将来の施策実現のために積み立てられた市の預金残高であり、安定的な財政運営ができるように、一定程度確保しておく必要があります。

一方、地方債現在高は、将来負担すべき借入金の残高を示しており、また、債務負担行為⁸の翌年度以降支出予定額は、債務負担行為を設定し将来の支出を約束した経費を示しています。三鷹市土地開発公社が取得した用地に対する市の後年度負担分は、ここに含まれています。いずれも、将来において支出が義務づけられた経費であり、こうした後年度負担に十分留意した財政運営を行う必要があります。

⁸ 複数年度にわたる大規模な建設事業や将来買い取ることを前提に土地開発公社に取得を依頼した用地の取得経費などに対して、翌年度以降に支出を行う際に設定します。債務負担行為は、事項、期間、限度額について予算の内容の一つとして定める必要があります。

平成 18 年度決算カード

平成 18 年度 決算状況		団体コード	132047	市 町 村 類 型	- 3		
		団 体 名	三鷹市	18年度交付税種地区分	- 10		
人 口		指定団体等の状況	事務の共同処理の状況	指 数 等			
国 調	17年	177,016人	過疎 (首都) 山村 (近郊整備) 離島 (既成市街地) 不交付	<後期高齢者医療> ・東京都後期高齢者 医療広域連合	基準財政需要額	21,607,126千円	
	増減率(17/12)年	3.1%			基準財政収入額	27,316,683千円	
住 民 基 本 台 帳	19.3.31	172,940人	広域行政圏	<ごみ・し尿処理> ・東京たま広域資源 循環組合 ・ふじみ衛生組合	標準財政規模 A	36,051,158千円	
	対前年増減率	1.0%			面積	16.50km ²	財政力指数
19.3.31現在 (参考) 65歳以上人口		31,059人			実質収支比率	5.5%	
決算収支の状況		平成18年度 千円	平成17年度 千円			経常一般財源比率	102.6%
1 歳入総額	A	55,100,032	56,811,438	<収益事業> ・東京都市収益事業 組合	公債費比率	9.8%	
2 歳出総額	B	53,109,217	55,228,586		起債制限比率	9.4%	
3 歳入歳出差引額(A-B)	C	1,990,815	1,582,852			実質公債費比率	12.9%
4 翌年度へ繰り越すべき 財源	D	6,696	546,087	<その他> ・東京都市町村総合 事務組合	公債費負担比率	11.2%	
5 実質収支(C-D)	E	1,984,119	1,036,765		経常収支比率	86.5%	
6 単年度収支	F	947,354	470,487			現債高比率	125.9%
7 積立金	G	914,106	167,343			地方債現在高 ^B (特定資金公共投資事業債除く)	45,393,479千円
8 繰上償還額	H	0	37,655			債務負担行為限度額	37,449,224千円
9 積立金取崩し額	I	0	0			債務負担行為の 翌年度以降支出予定額	11,644,364千円
10 実質単年度収支 (F+G+H-I)	J	1,861,460	265,489			積立金現在高 D (うち財政調整基金)	9,387,443千円 (2,633,798)
						B + C - D	47,650,400千円
						[B + C] / A	158.2%
						土地開発基金現在高	0千円
						積立基金取崩し額	6,442千円
						収益事業収入金	0千円
一 般 職 員 (19.4.1現在)				特 別 職 等 (19.4.1現在)			
区 分	職 員 数	4月分給与 支払総額	1人当たり 支給月額	区 分	改定実施 年月日	一人当たり平均給料 (報酬)月額	
A	人 B	千円 B/A	円			円	
一 般 職 員	985	358,073	363,526	市町村長	7.12.1	1,050,000	
うち技能労務職	123	44,121	358,707	副市 長	7.12.1	890,000	
教育公務員	1	457	457,000	収入役	7.12.1	810,000	
消 防 職 員	0	0	0	教 育 長	7.12.1	830,000	
臨 時 職 員	0	0	0	議 長	7.12.1	640,000	
合 計	986	358,530	363,621	副 議 長	7.12.1	580,000	
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法 適 用	実質収支額 千円	普通会計からの 繰入金 千円	職 員 数 人	議 員 数 (26 人)	
	国民健康保険(事業勘定)	有	106,326	2,388,877	19	加入世帯数	37,592世帯
	老人保健医療	有	231,266	1,017,369	4	被保険者数 A	62,425人
	下水道事業	無	160,674	954,434	20	うち退職被保険者等 B	9,743人
	介護保険事業(保険勘定)	有	189,745	1,271,223	17	退職者医療制度加入率 B/A*100	15.6%
	介護サービス事業	無	26,338	357,901		一世帯当たり保険税調定額	122,269円
						被保険者1人当たり保険税調定額	73,630円
						被保険者1人当たり費用	229,346円
						保険税(料)	4,431,024千円
						保険給付費	9,206,193千円
					老人保健拠出金	3,098,189千円	
					介護給付費納付金	899,692千円	

歳 入					性 質 別 歳 出						
区 分	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源等 千円	構成比 %	区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	経常経費充当一般財源等 千円	経常収支率 %	
地方税	33,956,016	61.6	31,634,578	85.5	人件費	10,597,307	20.0	9,480,017	9,459,487	24.8	
地方譲与税	1,072,976	2.0	1,072,976	2.9	うち職員給	7,296,241	13.7	6,273,752	6,272,880	16.4	
利子割交付金	289,715	0.5	289,715	0.8	扶助費	10,022,647	18.9	3,300,848	3,300,848	8.6	
配当割交付金	171,854	0.3	171,854	0.4	公債費	4,793,970	9.0	4,780,021	4,780,021	12.5	
株式等譲渡所得割交付金	154,269	0.3	154,269	0.4	元利償還金	4,790,769	9.0	4,776,820	4,776,820	12.5	
地方消費税交付金	1,874,381	3.4	1,874,381	5.1	一時借入金利息	3,201	0.0	3,201	3,201	0.0	
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0	小計	25,413,924	47.9	17,560,886	17,540,356	45.9	
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	物件費	9,285,860	17.5	7,576,753	6,676,533	17.5	
自動車取得税交付金	402,121	0.7	402,121	1.1	維持補修費	295,799	0.6	287,127	287,127	0.7	
地方特例交付金	1,146,397	2.1	1,146,397	3.1	補助費等	6,263,313	11.8	5,705,585	5,285,727	13.8	
地方交付税	54,026	0.1	0	0.0	積立金	1,196,824	2.2	1,152,109			
内訳					投資及び出資金・貸付金	16,500	0.0	0	0	0.0	
普通	0	0.0	0	0.0	繰出金	5,989,804	11.3	5,816,452	3,269,985	8.6	
特別	54,026	0.1			前年度繰上充用金	0	0.0	0			
交通安全対策特別交付金	29,255	0.1	29,255	0.1	投資の経費	4,647,193	8.7	2,612,630			
国有提供施設所在地交付金	0	0.0	0	0.0	うち人件費	102,853	0.2	102,853	42,702,357千円		
小計	39,151,010	71.1	36,775,546	99.4	普通建設事業費	4,647,193	8.7	2,612,630	33,059,728千円		
分担金・負担金	316,763	0.6	0	0.0	内訳						
使用料	749,522	1.4	211,301	0.6	補助	491,644	0.9	75,350			
手数料	374,396	0.7	0	0.0	単独	4,070,659	7.6	2,527,390			
国庫支出金	5,752,536	10.4			その他	84,890	0.2	9,890			
都支支出金	4,318,469	7.8			災害復旧事業費	0	0.0	0			
財産収入	300,652	0.5	70	0.0	失業対策事業費	0	0.0	0			
寄附金	64,140	0.1			合計	53,109,217	100.0	40,711,542	89.4%		
繰入金	224,247	0.4									
繰越金	1,582,852	2.9									
諸収入	340,845	0.6	3,752	0.0							
地方債	1,924,600	3.5									
(うち減税補てん償)	(418,000)	(0.8)									
(うち臨時財政対策債)	(800,000)	(1.4)									
合計	55,100,032	100.0	36,990,669	100.0							
市 町 村 民 税					目 的 別 歳 出						
区 分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 税額 × $\frac{100}{75}$ 千円	超過課税分 収入済額 千円	区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円		
市町村民税	15,579,701	45.9	9.2	15,334,844		議会費	437,610	0.8	437,289		
個人分	1,950,090	5.7	17.0	1,480,563	155,825	総務費	7,876,561	14.8	7,095,569		
法人分	12,300,015	36.2	2.4	12,183,758		民生費	21,355,657	40.2	12,902,666		
固定資産税	62,862	0.2	3.3	63,897		衛生費	4,344,403	8.2	3,520,376		
軽自動車税	1,300,516	3.8	3.9	1,271,671		労働費	173,263	0.3	122,531		
市町村たばこ税	0	0.0	0.0			農林水産業費	129,727	0.2	125,397		
鉱産税	0	0.0	0.0			商工費	346,714	0.7	294,509		
特別土地保有税	0	0.0	0.0			土木費	5,022,393	9.5	3,487,815		
法定外普通税	0	0.0	0.0			消防費	2,452,279	4.6	2,236,779		
目的税	2,762,832	8.2	1.4	447,620		教育費	6,045,422	11.4	5,577,372		
内訳						災害復旧費	0	0.0	0		
入湯税	15,042	0.1	3,858.4			公債費	4,793,970	9.0	4,780,021		
事業所税	426,352	1.3	1.2	447,620		諸支出金	131,218	0.3	131,218		
都市計画税	2,321,438	6.8	2.1			前年度繰上充用金	0	0.0	0		
法定外目的税	0	0.0	0.0			合計	53,109,217	100.0	40,711,542		
旧法による税	0	0.0	0.0								
合計	33,956,016	100.0	4.0	30,782,353	155,825						
納税義務者数 平成18年度大規模事業(単位:百万円)											
個均等入割	人	88,110				徴収率	区 分	現年 課税分%	滞納 繰越分%	合計 %	
法税	人	4,385					市町村税合計	98.5	20.2	94.5	
人割							(徴収猶予分を除く)	(98.5)	(20.2)	(94.5)	
							うち市町村民税	98.2	17.6	93.1	
							うち純固定資産税	98.6	25.3	95.6	
							国民健康保険税(料)	91.7	16.0	74.6	

(4) 職員の配置状況と給与支給状況等 「一般職員」「特別職等」

一般職員の職員数や1人当たり支給月額などが記載されており、その推移により、職員定数の見直しなど、行財政改革の取り組み状況を把握することができます。

(5) 各公営事業会計の経営状況 「公営事業の状況」

国民健康保険事業、下水道事業など、普通会計以外の公営事業会計の収支状況が記載されています。収支の補てんである普通会計からの繰入金の推移をみることで、各公営事業の経営状況を把握することができます。

(6) 市税の収入状況等 「市町村民税」

税目区分ごとの決算額、構成比、増減率などが記載されており、団体の税収構造の特徴点を把握することができます。

5 財政指標

三鷹市は、「創造的な自治体経営」を目指し、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」で設定した主要財政指標の目標達成を図りながら、行財政改革の推進など経営改善に取り組んでいます。ここでは、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」で設定した主要財政指標の過去 10 年間の推移と近隣市との比較等を行います。

なお、この財政指標の目標値については、平成 20 年 3 月確定の「第 3 次三鷹市基本計画（第 2 次改定）」において、一部改定を行っています。

（ 1 ） 経常収支比率 < 目標値 概ね 80% 台を維持 >

ア 経常収支比率とは

財政構造の弾力性を示す指標として用いられる経常収支比率⁹は、一般に都市部にあっては 70%～80%が適当とされ、80%を超えると財政が硬直化してきているとされています。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、分子の経常経費に充当された一般財源より、分母の経常的な一般財源が大きいため、100%を下回るのが通常です。この比率が低いほど臨時の財政需要に対して対応できる余裕をもつことになり、財政構造に弾力性があることを意味します。

近年、都市部の自治体では、施設建設が進むなど一定の都市基盤整備が整い、維持管理経費が中心となるため経常経費が上昇する傾向があるうえ、不況や国の政策減税などによる市税収入の低迷などから、80%を超える状況が続いています。

イ 経常収支比率の推移（【図 - 4】）

三鷹市における推移を見ると、厳しい財政状況の中で人件費の削減や事業見直しなど経常経費の抑制に取り組んだことにより、過去 10 年は目標とする「80%の維持」を果たしています。また、平成 14 年度は、臨時財政対策債を活用した市債の実質的な低金利債への借換え（10 億 6,800 万円）を行ったことから、84.7%と前年度を 2 ポイント下回りました。なお、この要因を除いて試算した数値は 87.2%となっています。

ウ 平成 18 年度の経常収支比率 < 86.5% 前年度比 0.7 ポイント >

比率算定において分母となる「経常一般財源等」（減税補てん債及び臨時財政対策債を含む。）は、市税及び地方譲与税が増となったことなどにより、前年度比 12 億 8,923 万 9 千円（3.5%）の増となりました。一方で、分子となる「経常経費充当一般財源等」は、物件費や扶助費、繰出金の増などにより、全体で 8 億 6,993 万 5 千円（2.7%）の増となりました。これは、人件費の削減をはじめとする行財

⁹ 算出方法

$$\text{経常収支比率（％）} = \frac{\text{A}}{\text{B} + \text{C} + \text{D}} \times 100$$

平成 13 年度から、減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等に加えることになりました。

A 経常経費充当一般財源等（人件費等の毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）

B 経常一般財源等（地方税等の毎年度経常的に収入される一般財源）

C 減税補てん債

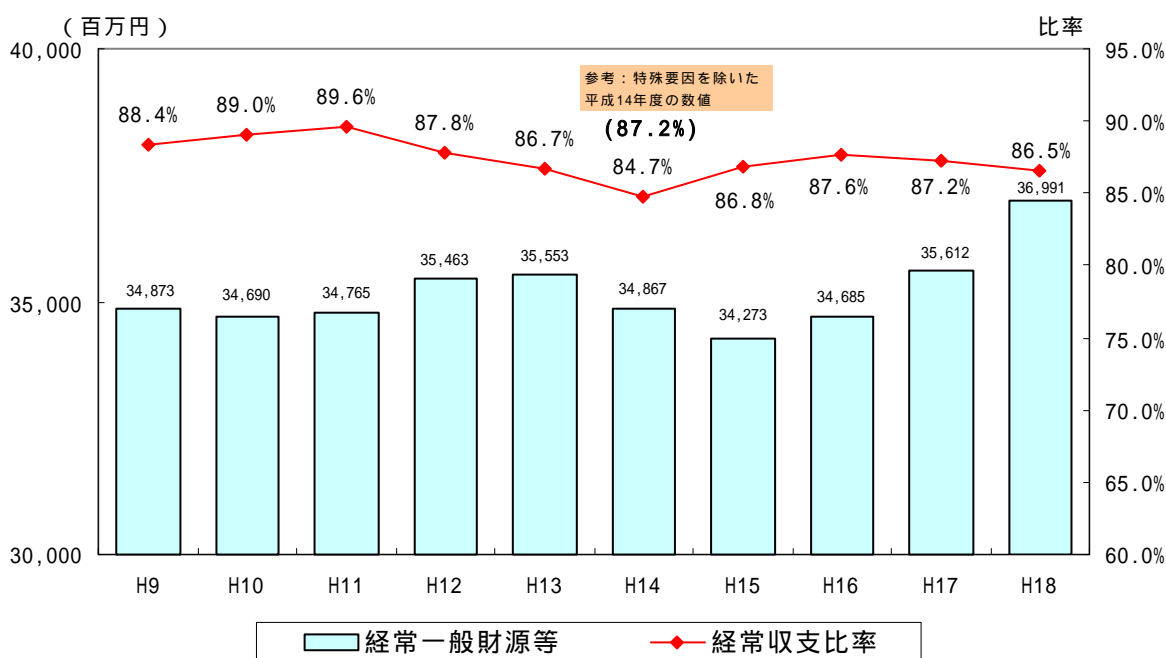
D 臨時財政対策債

政改革の推進により経常経費の増を7,063万4千円にとどめたものの、児童扶養手当負担金などの国庫支出金の削減など「三位一体の改革」による影響を受けたことなどから、経常経費に充当される特定財源が7億9,930万円1千円の減となったことなどによるものです。

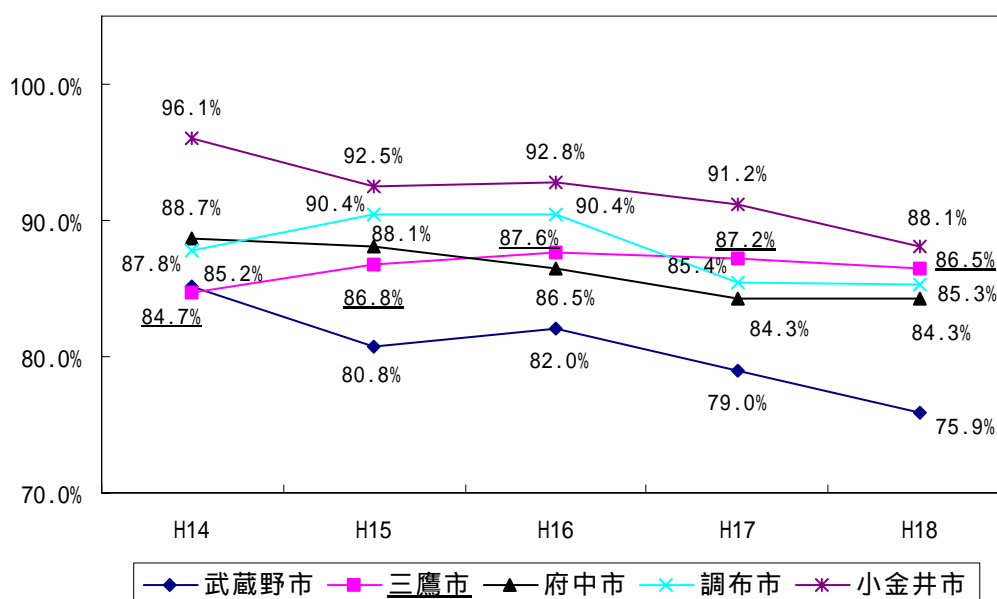
こうした結果、分母の増が分子の増を上回ったため、経常収支比率が前年度より0.7ポイント低下しました。

なお、「第3次三鷹市基本計画(第2次改定)」においても、「概ね80%台を維持」を目標値として設定しています。

【図 - 4】三鷹市経常収支比率の推移



【図 - 5】近隣市経常収支比率の比較



(2) 公債費比率・実質公債費比率

< 目標値 公債費比率 概ね 13%を超えないこと >

ア 公債費比率とは

公債費比率¹⁰とは、地方債の元利償還金（公債費）に充当された一般財源の、標準財政規模に占める比率をいいます。公債費比率の値が大きいほど、いわゆる借金返済のための割合が高くなり、他の事業に充てる財源の割合が低くなることを意味しており、財政構造の健全性を維持するためには、公債費比率が 10%を超えないことが望ましいとされています。

なお、公債費比率の分子に債務負担行為を設定した実質的な債務に係る支出額を加算した比率を準公債費比率と呼び、平成 17 年度決算まで算定されていましたが、後述する実質公債費比率の導入に伴い、平成 18 年度から廃止されました。

イ 公債費比率の推移（【図 - 6】）

平成 9～11 年度は、公債費比率が 10%を超える状況が続きました。その後、市債発行の抑制と繰上償還等により後年度負担の抑制に努めた結果、平成 12 年度以後は 10%を下回る状況が続きましたが、平成 15 年度に引き継いだ武蔵野三鷹地区保健衛生組合債の償還などにより、平成 16 年度と平成 17 年度は 10%台になりました。しかし、この 2 ヶ年が近年の公債費支出のピークでもあり、平成 18 年度では 9.8%と減少しています。

今後は、市債発行額の抑制や繰上償還の効果により、公債費の負担は次第に軽減されていくものと見込んでいます。

ウ 平成 18 年度の公債費比率 < 9.8% 前年度比 0.4 ポイント >

平成 18 年度は、公債費比率は 0.4 ポイント低下して 9.8%となりました。公債費の償還規模はほぼ横ばいですが、算出分母である標準財政規模が増となったことが主な要因です。

なお、「第 3 次三鷹市基本計画(第 2 次改定)」においては、公債費比率について、「概ね 12%を超えないこと」を目標値として設定しています。

¹⁰ 算出方法

$$\text{公債費比率（％）} = \frac{A - B - C}{D + E - C} \times 100$$

- A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B 元利償還金に充当された特定財源
- C 普通地方交付税の基準財政需要額に算入された公債費
- D 標準財政規模
- E 臨時財政対策債発行可能額

エ 実質公債費比率とは

平成 17 年度決算から新たな財政指標として実質公債費比率¹¹が加わりました。実質公債費比率とは、市債の元利償還金の他に公債費類似経費（公営企業の公債費に対する繰出金や一部事務組合の公債費への負担金など）を加えた実質的な公債費に充当された一般財源の、標準財政規模に占める比率をいいます。この比率が3か年平均値で 18%を超えると地方債の発行に都道府県知事の許可を必要とする「地方債許可団体」となり、25%を超えると単独事業の起債が認められない「起債制限団体」となります。

なお、平成 19 年 6 月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、この実質公債費比率は、財政の健全度を測る指標として位置付けられました（180・181 ページ参照）。

オ 平成 18 年度の実質公債費比率 < 12.9% 前年度比 0.2 ポイント >

平成 18 年度の実質公債費比率は、12.9%（単年度数値では 12.5%）となりました。市税収入等の増に起因して標準財政規模の数値が増大した影響により、前年度比 0.2 ポイントの減になっています。なお、実質公債費比率は、前述のとおり公営企業の公債費に対する繰出金等が算定に加わるため、公債費比率よりも高い数値を示します。

実質公債費比率（3か年平均）については、「第3次三鷹市基本計画（第2次改定）」において、「概ね 16%を超えないこと」を目標値として設定しています。

¹¹ 算出方法

$$\text{実質公債費比率（\%）} = \frac{((A + B) - (C + D))}{(E + F - D)} \times 100$$

（本式の 3 か年平均による）

- A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B 地方債の元利償還金に準ずるもの（「公債費類似経費」）
- C 元利償還金又は公債費類似経費に充当される特定財源
- D 普通地方交付税の基準財政需要額に算入された公債費
- E 標準財政規模
- F 臨時財政対策債発行可能額

【図 - 6】三鷹市公債費（準公債費）比率・実質公債費比率の推移と見込み

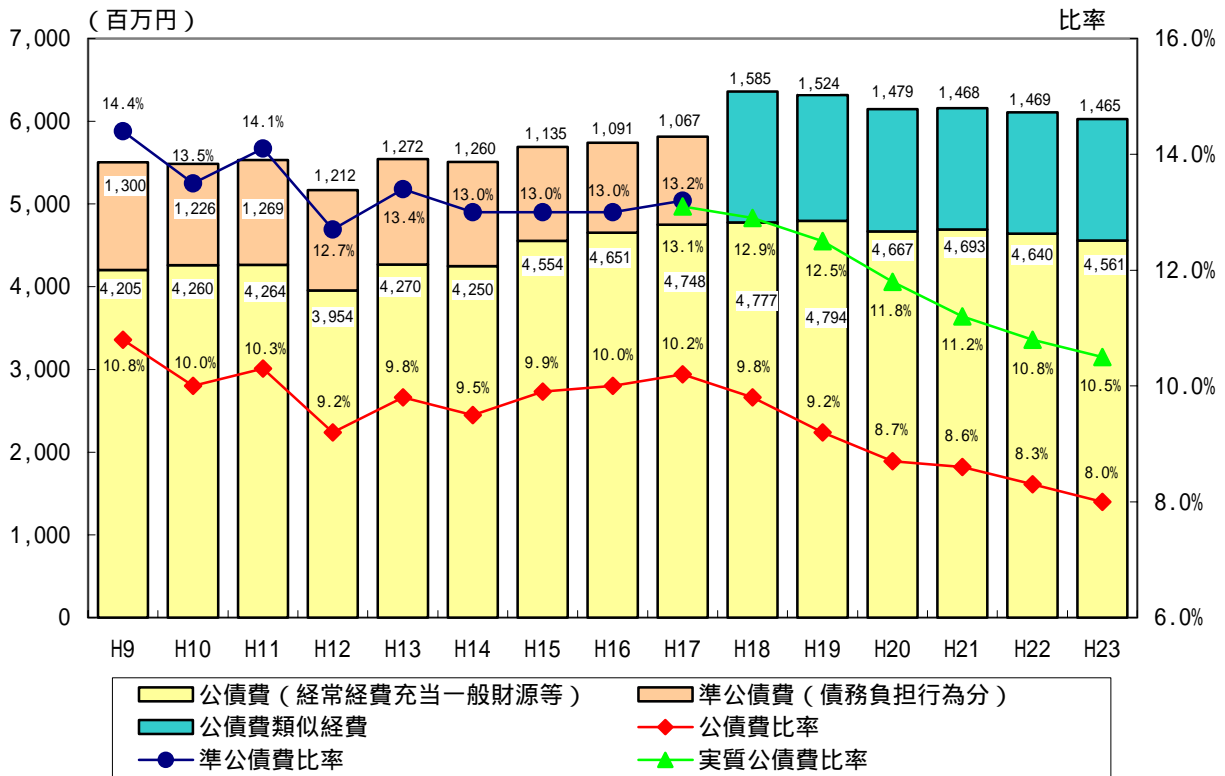
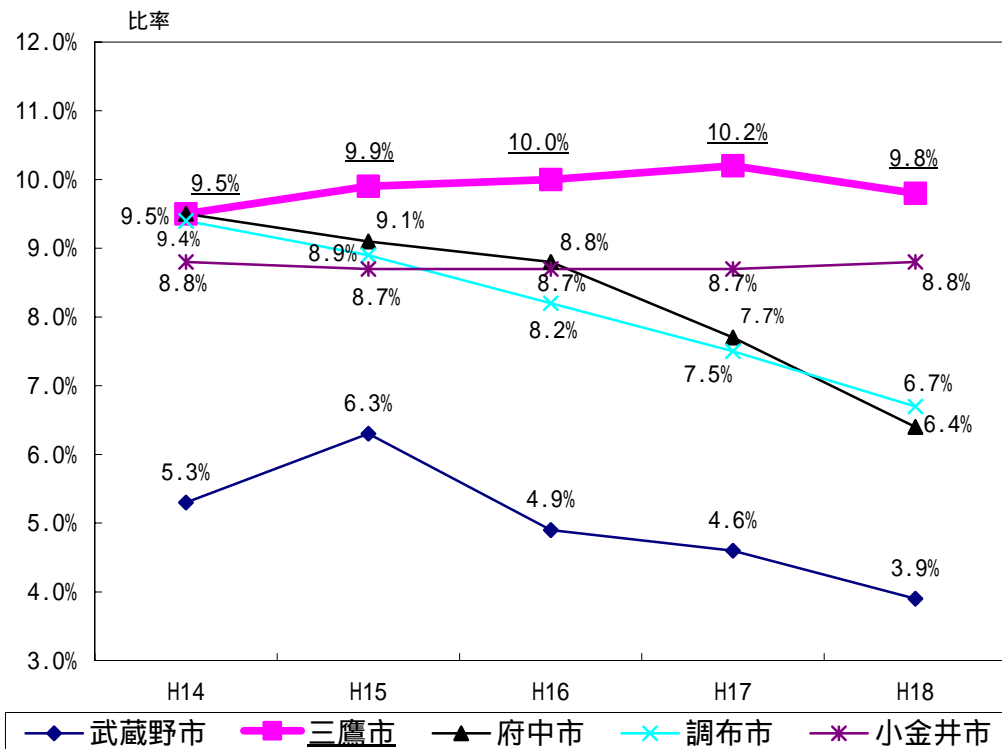


図 - 6においては、平成18年度までは実績、平成19～23年度は平成20年度当初予算編成時の見込みを記載しています。平成18年度から、準公債費比率の算定は廃止され、新しい財政指標として実質公債費比率が用いられています。これに伴い、本図の平成18年度以降の数値についても、地方債の元利償還金に加え、債務負担行為に基づく歳出のうち公債費に準じるものや、公営企業会計・一部事務組合等の元利償還金への繰出金等の「公債費類似経費」を公債費等による財政負担として表示しています。なお、実質公債費比率の算出に当たっては、元利償還金等に充当された特定財源や普通交付税の基準財政需要額算入の公債費について調整が行われます。

【図 - 7】近隣市公債費比率の比較



(3) 人件費比率 <目標値 概ね 25%を超えないこと>

ア 人件費比率とは

人件費は、報酬、給料、職員手当等、勤労の対価として支払われる経費のことをいい、歳出決算に占める構成比率を人件費比率¹²といいます。

この人件費は、扶助費、公債費とともに義務的経費であり、多くが経常的経費であることから、この比率が大きいと財政運営の硬直化につながるとされています。

また、人件費は定年退職者数によって年度間で増減する傾向があり、人件費比率もほぼ連動して変化します。

イ 人件費比率の推移(【図 - 8】)

行財政改革に取り組む中で、民間委託化、事務事業の見直しや再任用職員・嘱託職員の配置による職員定数の見直しを進めています。

普通会計の一般職員数を比較すると、平成8年度(平成9年4月1日現在)が1,212人、平成18年度(平成19年4月1日現在)が986人で、この10年間で226人の減となっています。

こうした見直しに加え、平成12年度に職務給制度を導入したことや、各種手当の見直しを進めたことにより、退職金を除いた職員人件費は年々減少しており、人件費の抑制が図られています。

ウ 平成18年度の人件費比率 <20.0% 前年度比 0.1ポイント>

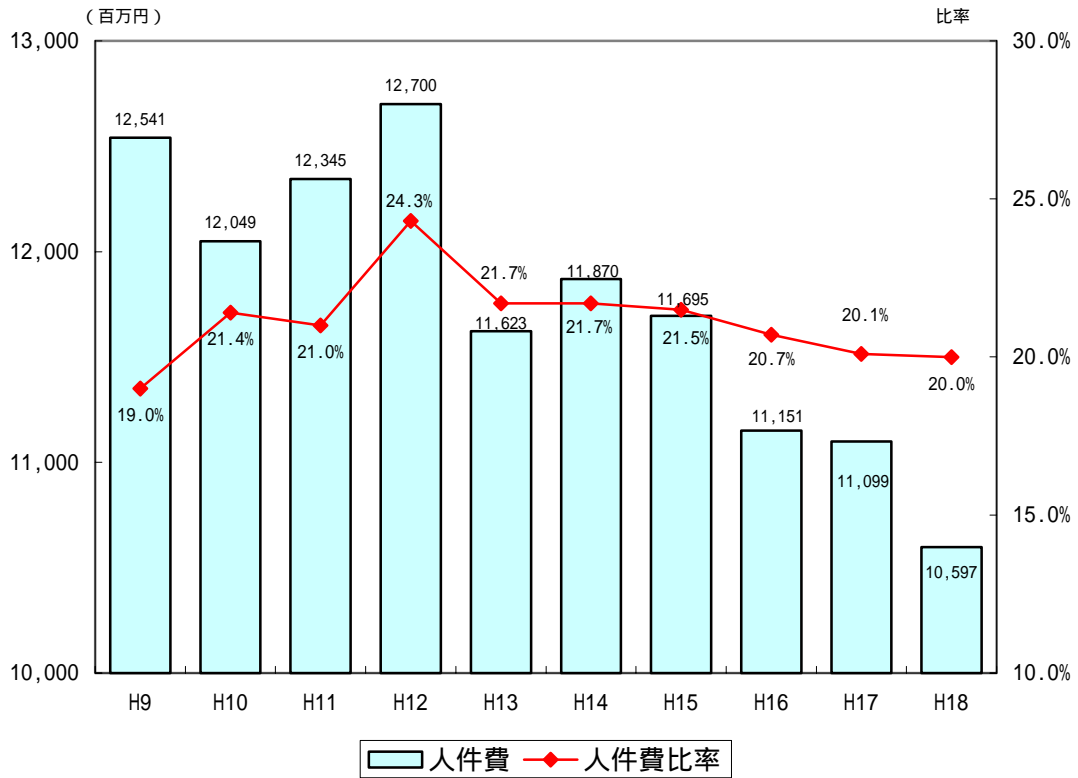
退職者数の減や引き続き職員定数の削減を行ったことなどにより、平成18年度の人件費比率は20.0%、前年度より0.1ポイント減となりました。

なお、「第3次三鷹市基本計画(第2次改定)」においては、人件費比率について、「概ね24%を超えないこと」を目標値として設定しています。

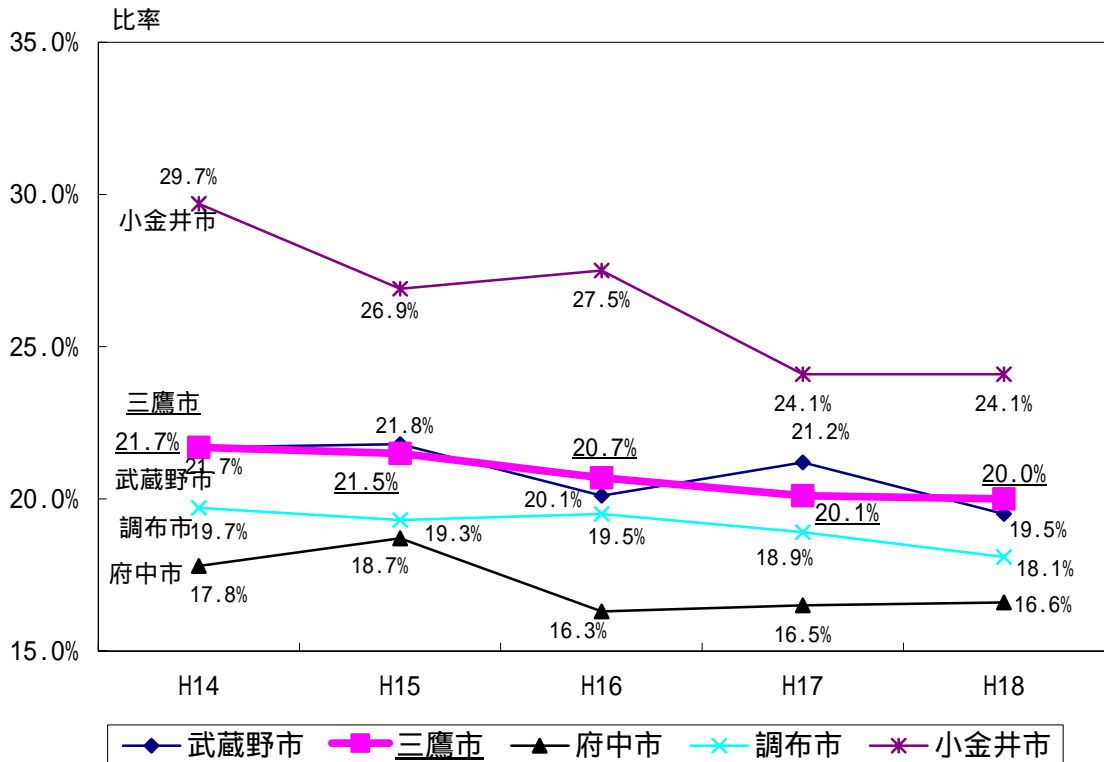
¹² 算出方法

$$\text{人件費比率(％)} = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出決算額}} \times 100$$

【図 - 8】三鷹市人件費比率の推移



【図 - 9】近隣市人件費比率の比較



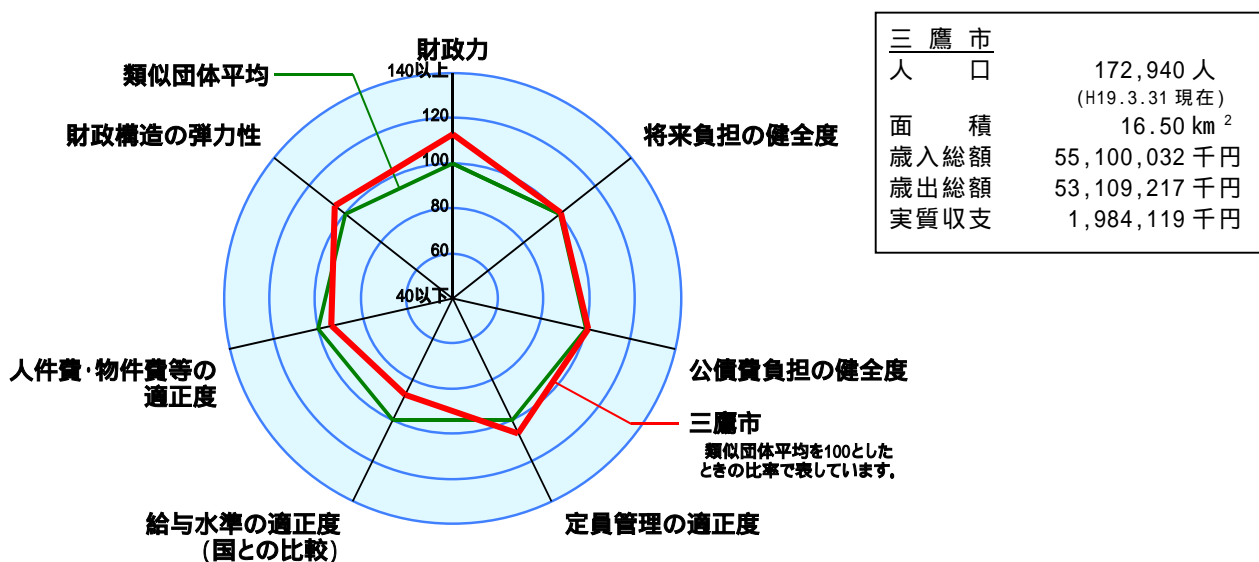
6 財政比較分析表

財政比較分析表は、各地方公共団体の財政力指数、経常収支比率、人口1人当たり人件費・物件費決算額、人口1人当たり地方債現在高、実質公債費比率、ラスパイレス指数、人口1,000人当たり職員数について、類似団体との比較を分かりやすくレーダーチャート等を用いて図示するとともに、その結果について、要因や指標の改善に向けた取り組みなどを分析したものです。

より身近な分析を行うため、都内26市における財政比較分析表を三鷹市独自に作成しましたので、あわせて掲載しています。

なお、各団体の分析表は、ホームページ¹³で見ることができます。

【図 - 10】三鷹市財政比較分析表（平成18年度決算）



類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体をいいます。

市町村類型「 - 3 」に属する32団体（人口15万人以上、 次、 次産業就業人口が95%以上で、 次産業が65%以上）

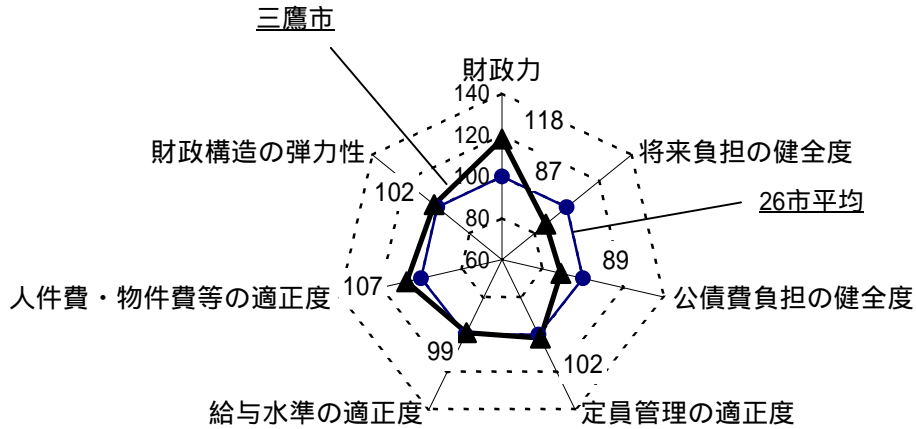
北海道苫小牧市	埼玉県春日部市	埼玉県狭山市	埼玉県上尾市	埼玉県新座市
千葉県市川市	千葉県松戸市	千葉県佐倉市	千葉県習志野市	千葉県柏市
千葉県流山市	千葉県八千代市	千葉県浦安市	東京都八王子市	東京都立川市
東京都三鷹市	東京都府中市	東京都調布市	東京都町田市	東京都小平市
東京都日野市	東京都西東京市	神奈川県鎌倉市	神奈川県藤沢市	神奈川県秦野市
京都府宇治市	大阪府和泉市	兵庫県西宮市	兵庫県伊丹市	兵庫県川西市
山口県宇部市	沖縄県那覇市			

¹³ 三鷹市ホームページ（市町村財政比較分析表・歳出比較分析表）

<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/a014/p002/t00200050.html>

三鷹市のホームページから、東京都や総務省のホームページにアクセスが可能です。

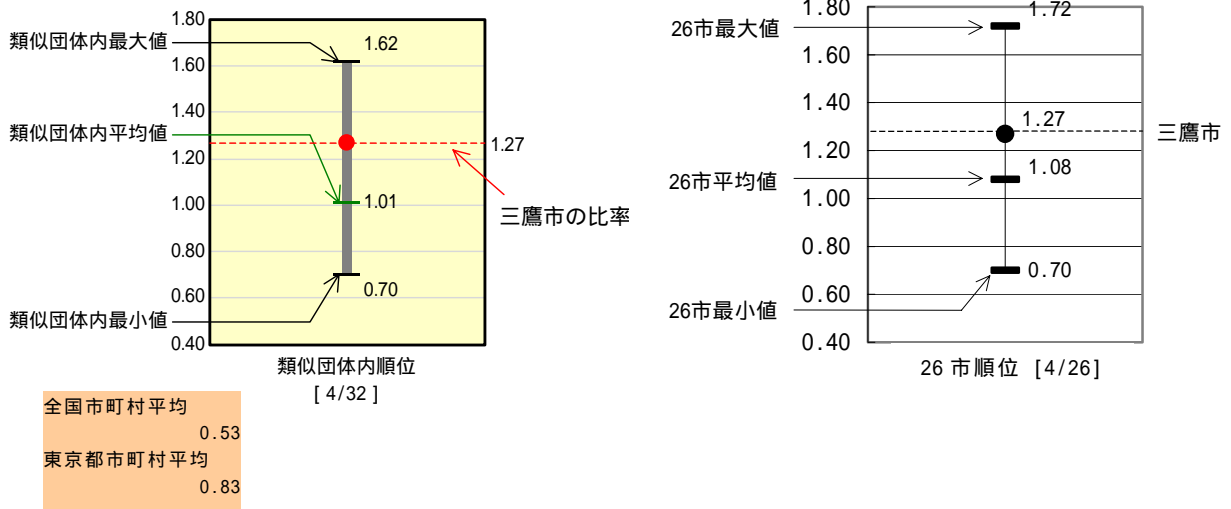
【図 - 10～2】都内 26 市平均を 100 とした場合の三鷹市財政比較分析表



以下、各指標では、左図が類似団体比較、右図が都内 26 市比較です。

財政力

財政力指数【1.27】



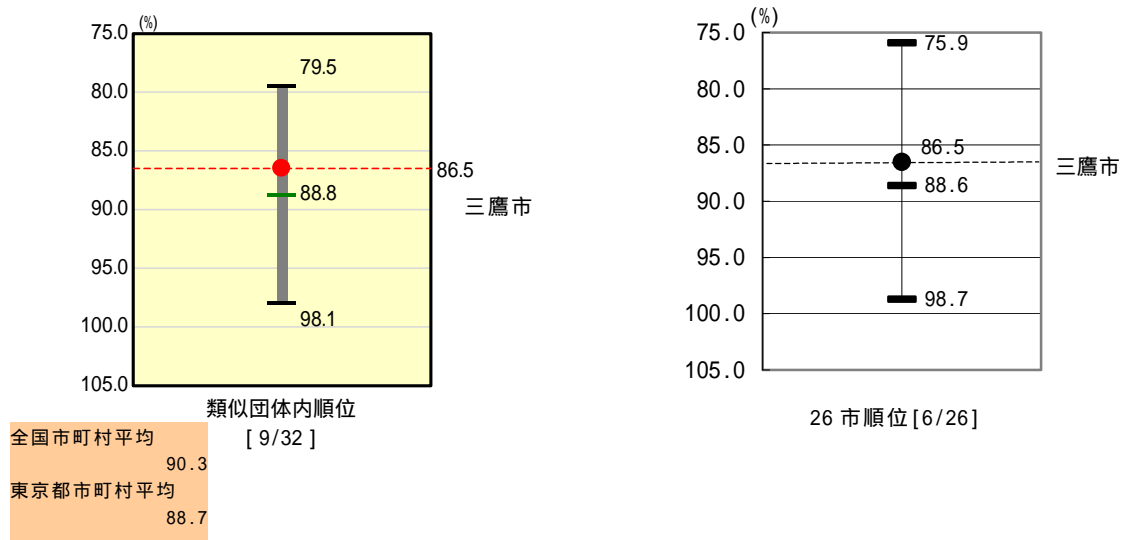
財政力指数

市の歳入構造が市税中心であり、安定した収入に支えられていることから、昭和 52 年度以降「1」以上で推移しています。近年の傾向として、バブル経済の崩壊に伴う市税収入の低迷などにより、指数は下降傾向となったものの、平成 14 年度以降は再び上昇傾向にあります。今後も安定的な財政構造の維持に努めていきます。

なお、都内 26 市の中では、4 番目と上位に位置しています。

財政構造の弾力性

経常収支比率【86.5%】



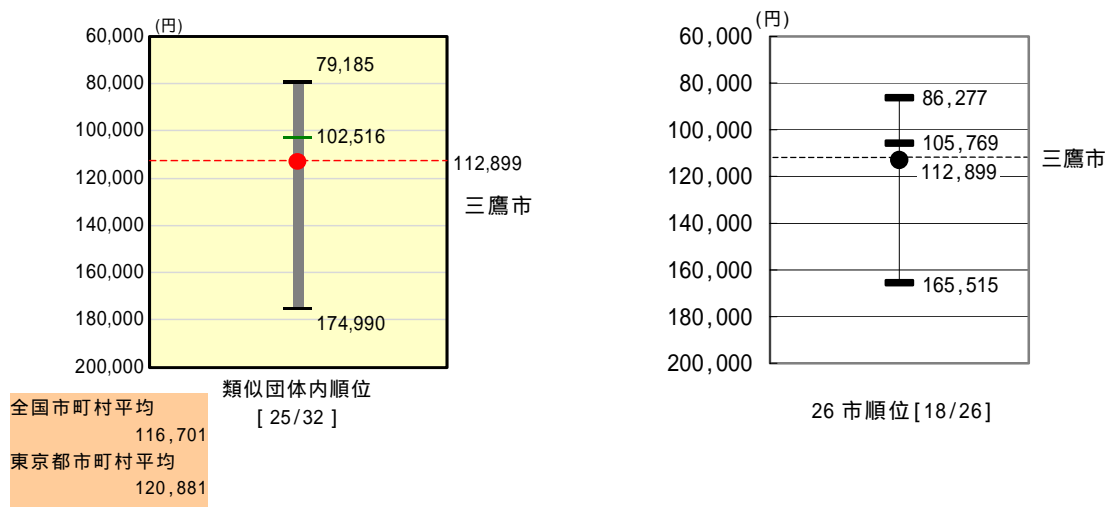
経常収支比率

市税収入が低迷するとともに、生活保護費などの扶助費が増加する中で、人件費の削減や事業の民営化・委託化（公立保育園の民営化、ごみ収集業務の民間委託化）などの行財政改革を推進していることから、過去10年間は80%台を維持しています。今後も「第3次三鷹市基本計画（第2次改定）」で定めている数値目標「概ね80%台の維持」に努めていきます。

なお、都内26市では6番目に位置し、安定した財政状況といえます。

人件費・物件費等の適正度

人口1人当たり人件費・物件費等の決算額【112,899円】



人口1人当たり人件費・物件費等決算額

平成17年度決算から行政運営の基本的なコストを量るために、新たに追加された指標です。人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額です。ただし、人件費に

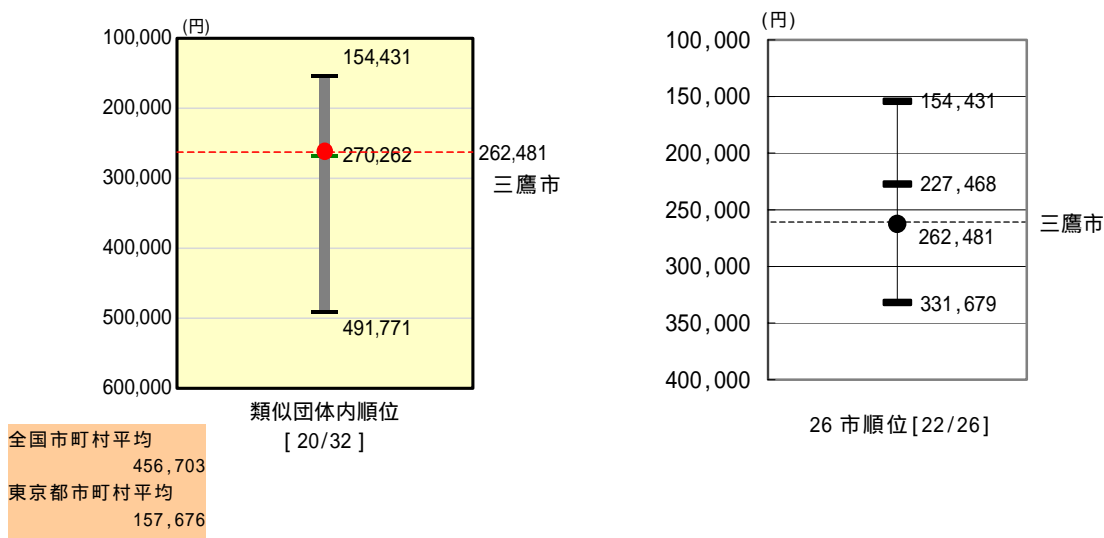
については、事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。

類似団体平均をやや上回っていますが、これは、他市に比べて公設の保育所が多いことや、ごみの分別収集を行っていることなどのほか、都市事情による行政ニーズに対応しているためです。人件費については、職員定数の見直しを継続的に実施するとともに、給料や諸手当の全般にわたって見直しを図り、給与水準の適正化に努めてきたところです。また、物件費等については、平成6年度から18年度まで2～10%のマイナスシーリングを実施するとともに、平成17年度から創造的予算編成方式を導入して経費の抑制を行っています。今後も経費節減に向けた取り組みに努めていきます。

なお、都内26市では18番目に位置しています。

将来負担の健全度

人口1人当たり地方債現在高【262,481円】



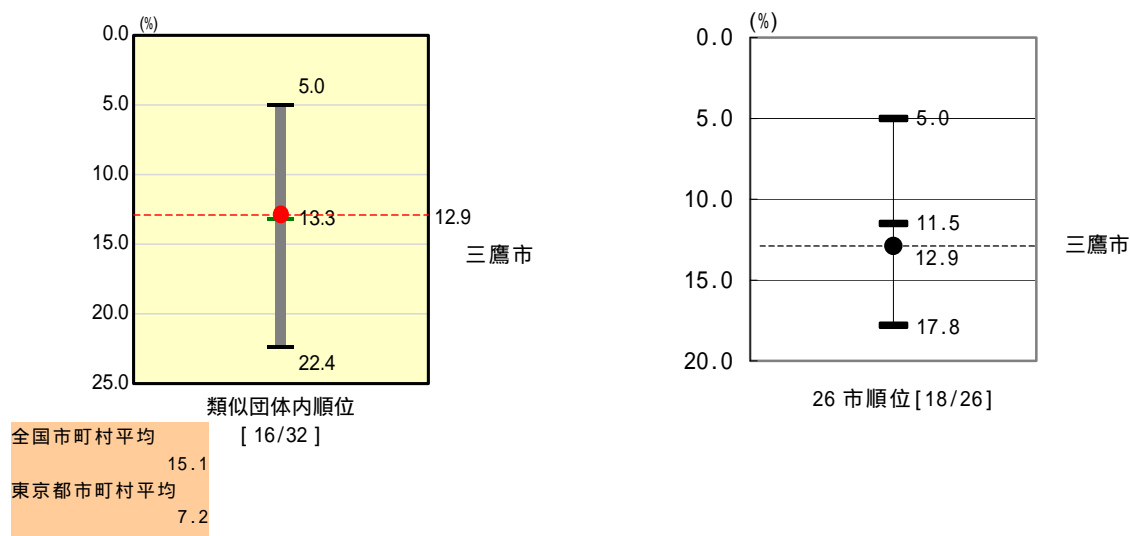
人口1人当たり地方債現在高

平成6年度から11年度までにかけて、大規模な建設事業に取り組み市債の活用を図ったことから、地方債現在高が増加しました。しかし、その後の発行を抑制したことなどから、地方債現在高は減少傾向にあります。今後も後年度負担に配慮した市債の発行に努めていきます。

なお、都内26市では22番目に位置しています。

公債費負担の健全度

実質公債費比率【12.9%】



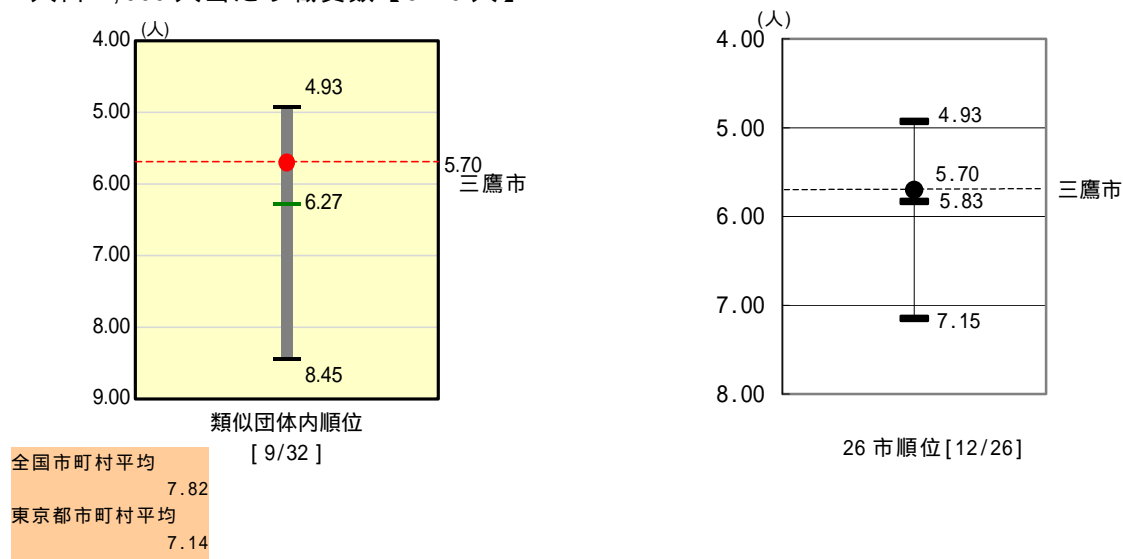
公債費負担の健全度

市債発行額の抑制や低利債への借換え、高金利債の繰上償還などを実施してきたことから、ほぼ類似団体平均の水準を維持しています。今後もバランスに配慮した市債の発行を図り、財政構造の健全性を維持し、「第3次三鷹市基本計画（第2次改定）」で定めている数値目標「概ね16%を超えないこと」の達成に努めていきます。

なお、都内26市では18番目に位置しています。

定員管理の適正度

人口1,000人当たり職員数【5.70人】



人口1,000人当たり職員数

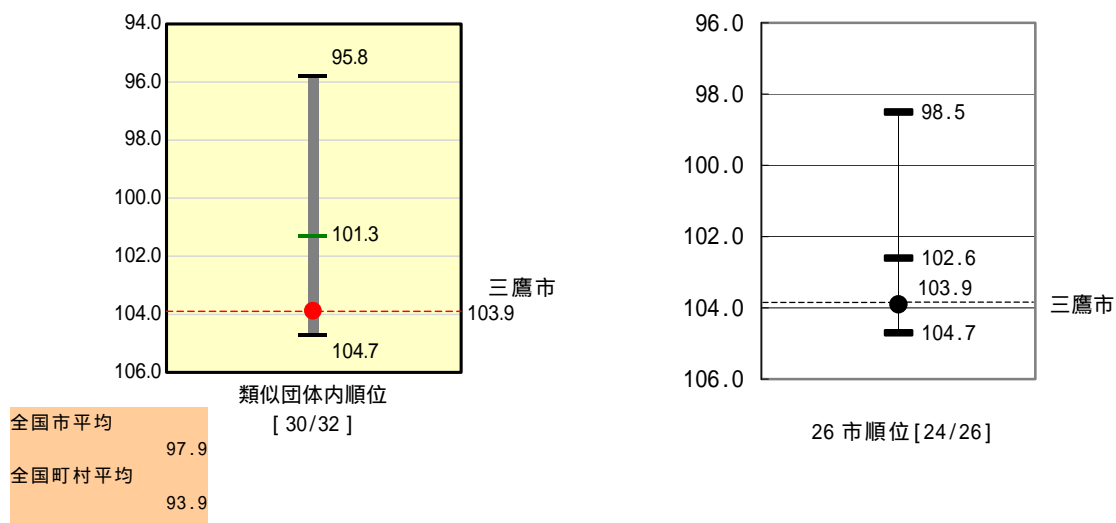
平成8年3月策定の「三鷹市行財政改革の方策」、平成12年5月策定の「三鷹市行財政システム改革大綱・三鷹市行財政システム改革実施方策」、平成17年3月策定の「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」（現在取り組み中）に基づき、国や他団体に先んじて

定員管理の適正化に取り組んできました。その結果、取り組み前の職員数 1,334 人（平成 7 年 4 月）が 1,049 人（平成 19 年 4 月）となり、21.4%削減されました。この削減率は、当該期間における全国平均の約 2 倍の数値となっています。今後とも、市民満足度の向上を目的として、引き続き、職員の再任用化（嘱託化）や業務の委託化などに着実に取り組み、新地方行革指針（総務省）を踏まえ、平成 17 年 4 月から 22 年 4 月までに 70 人の職員定数の見直しを図ります。

なお、都内 26 市では 12 番目に位置しています。

給与水準の適正度

ラスパイレス指数【103.9】



ラスパイレス指数

より職務の困難度や責任の度合いに応じた給与制度に平成 12 年度から移行して以降、ラスパイレス指数は 2.6 ポイント低下しました。平成 12 年度以降も給与の適正化に継続的に取り組んでおり、今後とも、国における給与構造改革への対応を含め、地方分権時代にふさわしい給与制度の確立に向けて見直しを行っていきます。

なお、都内 26 市では 24 番目に位置しています。